

第36回

亀山市特別支援学級作品展

亀山市特別支援教育振興会事務局
(川崎小学校 小幡 ☎85-0108)

市内の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童や生徒の作品展です。子どもたちが、自分を表現し、楽しく取り組んだ作品の数々を展示します。

とき 2月5日(金)～7日(日)
午前10時～午後7時

ところ 亀山ショッピングセンター
エコー1階催事場

出張年金相談

日本年金機構津年金事務所
(☎059-228-9112)

社会保険労務士による出張年金相談を行います。年金の請求や受給など、年金制度についてお気軽にご相談ください。

とき 2月18日(木)
午前10時～午後3時

※正午～午後1時を除く
ところ 市役所西庁舎1階第4会議室
※相談は受付順です。

お知らせ

児童手当等を振り込みます

市民文化部保険年金室
(☎84-5005)

平成27年10月から平成28年1月

までの児童手当と特例給付(受給者の所得が所得制限限度額以上の人)を2月5日(金)に各受給者の申請口座へ振り込みます。
※受給者が公務員の場合は、勤務先から別途支給されます。

マイナンバー「通知カード」が市へ返戻されています 受け取りをお願いします!

市民文化部戸籍市民室
(☎84-5004)

11月16日から順次、マイナンバーをお知らせする「通知カード」を住民登録のあるすべての人へ発送しました。しかし、受取人不在や保管期限の経過などの理由から本人へ届かなかつたものは、市へ返戻されており、市民文化部戸籍市民室でお預かりしています。

今後、税や社会保障など、行政の手続きで必要となりますので、本人確認書類、印鑑を持参の上、受取期限までに市民文化部戸籍市民室(市役所1階)で必ず受け取っていただくようお願いします。
※代理人による受け取りの場合は、委任状、代理人の本人確認書類なども必要です。詳しくはお問い合わせください。

受取期限 2月29日(月)
(土曜日、祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※日曜日の正午～午後1時は受付不可

ご注意ください!

- ▷「通知カード」の受け取りをされなかった場合は破棄し、再交付の際は手数料(500円)がかかります。
- ▷返戻されたものの中には、住民票に、アパート、マンション名や部屋番号が登録されていないために、宛先不明で返戻されたものがあります。正確な住所の登録をお願いします。

支払金振込通知書(はがき)の一部廃止について

出納室(☎84-5013)

口座振込で支払いをした場合、債権者の人に「支払金振込通知書」を送付していますが、平成28年4月1日支払分から個人あての通知を廃止します。

※事業者や自治会などの団体へは引き続き通知を行います。

交通遺児への援護金給付制度を廃止します

健康福祉部子ども総合センター
子ども家庭室(あいあい ☎84-3315)

亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止に伴い、平成28年4月から交通遺児への援護金給付制度を廃止します。

※現在受給されている人は、18歳まで引き続き給付を受けることができます。

国民宿舎関ロッジの運営終了について

長年にわたり市内外の皆様にご利用いただきまいました国民宿舎関ロッジの運営を、昨年12月末をもって終了させていただきました。

国民宿舎関ロッジは、昭和42年の開業以来“優れた自然環境の中で誰もが気軽に安価で利用できる国民宿舎”として愛されてまいりました。

しかし、近年は、市内への多数のビジネスホテルの立地等により、その公的な役割は小さくなり、また、今後、国民宿舎としての運営を継続的に行っていくためには、赤字収支に対する補てんや施設老朽化に伴う設備更新費等に多額の公費投入が必要となることを見込まれます。

これらのことから、国民宿舎関ロッジの運営は継続しないものと決定し、昨年12月末をもって運営を終了させていただきました。

皆様のこれまでのご愛顧に深く感謝を申し上げます。

問合せ 市民文化部関支所観光振興室(☎96-1215)